

奈良県選挙管理委員会告示第七十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成二十八年十二月九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名 称	所 在 地
特別養護老人ホームあじさい園宝	奈良市南肘塚町九九番一
奈良リハビリテーション病院	奈良市石木町八〇〇番地
介護老人保健施設エリシオン石木の里	奈良市石木町七九九番地
住宅型有料老人ホームエリシオン奈良	奈良市石木町七九八番地